



市章

大津市公報

令和8年3月25日
号外(第17号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

- 10 大津市宿泊税検討委員会規則…………… 1
11 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則を廃止する規則…………… 1

○ 企業局管理規程

- 2 大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程の廃止…………… 2

規 則

大津市宿泊税検討委員会規則を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第10号

大津市宿泊税検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市宿泊税検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市における宿泊税の導入に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から市長に対する答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市民税課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第11号

大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則を廃止する規則

大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則(平成5年規則第16号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第2号

大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程（令和4年企業局管理規程第13号）は、廃止する。

令和8年3月25日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

附 則

この規程は、令和8年3月25日から施行する。